平成２７年（フ）第５０号
長野県南佐久郡北相木村3332
債務者　兵藤　　勇
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第６７号
長野県南佐久郡小海町大字小海3973番地１
債務者　小川　　礼
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１２２号
沖縄県沖縄市中央１丁目34番11号　東アパート203
債務者　倍田　正美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０４号
栃木県足利市常見町２―10―１　医療法人社団　葵会　介護老人保健施設　葵の園・足利、住民票上の住所栃木県佐野市浅沼町466番地　サニーコーポⅠ105
債務者　山岸　　明
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２０号
佐賀県西松浦郡有田町大樽２丁目２番５号
破産者　有限会社陶舗牟田商会
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５８８号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
破産者　有限会社松井硝子工業
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７９号
埼玉県越谷市宮本町５丁目39番地40―412
破産者　株式会社アオス
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
山梨県甲府市中央４丁目12番13号
破産者　株式会社山梨物産商会
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
山梨県甲府市宝１丁目８番14号
破産者　富士事務械械販賣株式会社
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
兵庫県姫路市網干区余子浜79番地11　メゾンヨコハマ203、開始決定時の住所兵庫県姫路市網干区興浜660―５
破産者　ジュエルハートこと　山口めぐみ（旧姓景山）
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５３号
秋田市上北手百崎字石川58番地
破産者　株式会社不二心
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７１号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番４―1104号
破産者　有限会社湘南塗装
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０５号
神奈川県相模原市南区桜台３番１号
破産者　有限会社サンアート
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３０号
横浜市瀬谷区阿久和南１丁目24番地12
破産者　有限会社狩野電気工事
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３７号
神奈川県平塚市横内3774番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県秦野市堀川128番地
破産者　クリエイト湘南有限会社
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５９号
兵庫県南あわじ市榎列大榎列719番地１
破産者　ＥＦＡジャパン合同会社
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第３６号
鹿児島県枕崎市大塚中町106番地
破産者　有限会社シンタネ種苗資材センター
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第６７７号
名古屋市西区五才美町283番地
破産者　株式会社カーグＪ
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３９号
名古屋市緑区鳴海町向田128番地の１
破産者　有限会社肥後工業
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部